

令和5年度授業料免除申請にあたっての留意事項

家計の事情により、授業料の納入が困難な場合に設けられたのが授業料免除の制度です。

免除を希望する学生の申請を受け、提出された書類をもとに免除対象者が決められますが、授業料免除ができる予算枠の中で決定されますので、申請者全員が免除を受けられるわけではありません。また、昨年度免除された学生が今年度も必ず免除の対象になるとは限りません。

この点を承知された上で、下記書類を期限厳守で提出してください。

なお、申請に当たって提出された書類は、個人のプライバシー保護の点から厳正に管理し、第三者からの内容の問い合わせ等に応じることは決してありません。

1 提出書類等

- (1) 授業料等免除申請書（様式第5号）
- (2) 授業料免除調書（様式1）
- (3) 生活状況調書（様式①）
- (4) 添付書類（日本学生支援機構により給付型奨学金（ただし新制度のみ）の認定を受けている場合は不要）

ア 住民票（世帯全員分）

下宿等で住所が家族の住所と異なる場合は、本人を含む世帯全員の住民票。

※ 住民票等は、個人番号（マイナンバー）の記載されていないもの

イ 令和5年度（令和4年分）の所得証明書「市民税 県民税（所得 課税）証明書（世帯全員分。ただし、高校生以下で所得のない者を除く）。

下宿等で住所が家族の住所と異なる場合は、本人を含む世帯全員の所得証明書が必要です。

※ 市区町村の役所で取得できる最新の証明書になります。詳細は市区町村の役所にお問い合わせください。

ウ 生活保護を受けている世帯については、神戸市在住の人は「区役所保健福祉部又は保健福祉課」、その他の市在住の人は「市福祉事務所」、町在住の人は「県健康福祉事務所」の証明書。

2 提出期限 令和5年6月15日（木）（期限厳守）

※期限後の提出は受付できません。

3 提出書類の記載方法等

(1) 授業料等免除申請書（様式第5号）

ア 免除を受けようとする理由

「収入が少ない」「生活が苦しい」といった文言だけでなく、どのような状況だからそうなのかというように「具体的に」記入すること。特に、所得証明の額がゼロ又は常識的に見て生活できるに足る額でない場合、どのように生計をたてているかを具体的に記入すること。書ききれない場合は、別紙として添付してください。

イ 免除を受けようとする授業料の額

・助産学科、看護学科、歯科衛生学科：月額9,900円 年額118,800円

・介護福祉学科：月額32,500円 年額390,000円

ウ 免除を受けようとする期間

・令和5年4月～令和6年3月

(2) 授業料免除調書(様式1)

ア 世帯の状況

世帯全員(下宿等で住所が実家と異なる場合にあつては、実家の世帯全員を含む。)について記入(添付する世帯全員の住民票と一致していること。)

イ 職業又は学校名

(職業)会社員、自営業、学生、パート等 (学校名)〇〇市立△△小学校3年 等

ウ 年間所得の種類

(例) 会社員の場合—給与所得、農業の場合—農業所得、自営業の場合—事業所得

エ 年間所得の金額

給与所得控除の金額、必要経費控除後の金額を記入

※ 添付する所得証明書の所得金額と一致していること。(収入金額ではありません。)

※ 生活保護受給世帯については、記入の必要はありません。

(3) 生活状況調書(様式①)

様式①に記載している記載方法を参考にしてください。